

気象警報等発令時における老人福祉センターのご利用について

川西市に「大雨(特別)警報」、「暴風(特別)警報」、「大雪(特別)警報」、「洪水警報」のいずれかが発令された場合、安全を期するため下記のとおり取り扱います。

- (1) 午前 8 時現在警報発令中の場合、午前は休館とします。
- (2) 午前 11 時現在警報発令中の場合、午後は休館とします。
- (3) 開館中に警報発令された場合、原則その時点から休館とします。

* 各老人センターは、災害時の避難所となっていますので避難所が開設された場合は、その間は利用できません。

* ご不明な点は各老人福祉センターにお問い合わせください。

令和 5 年 4 月 1 日



社会福祉法人 川西市社会福祉協議会
川西市一の鳥居老人福祉センター
川西市久代老人福祉センター
川西市緑台老人福祉センター